

災害に備えを



▲平成19年、台風20号によるがけ崩れ（平台地区）

風水害対策の10カ条

- ①ラジオ、テレビなどから、台風や大雨に関する情報を注意深く聞く
- ②無理に外出しない。外出するときは行き先などをメモに残し、早めに帰宅する
- ③家の周囲を一周し、飛ばされそうなものを室内に取り込むか、飛ばないようにしっかり固定する
- ④戸や窓の隙間に幅広のビニールテープを貼り、雨戸を閉める
- ⑤停電に備えて懐中電灯やろうそく、予備の電池を用意する
- ⑥いつでも避難できるように、非常持ち出し品を用意する
- ⑦浸水に備えて、家財道具をできるだけ高いところに移動させる
- ⑧高齢者や子ども、身体の不自由な人を安全な場所に移動させる
- ⑨ガスの元栓を閉める
- ⑩家族で避難場所や避難経路を確認しておく



台風や低気圧、前線などによる暴風雨により、毎年、風水害や土砂災害などが発生しています。近年は記録的な豪雨などが以前よりも頻繁に観測されています。また、全国各地で大きな地震もたびたび発生しています。もう一度、災害に対する備えを確認しましょう。

河川の増水に注意

市内の雨量は少なくても、河川の上流域で大雨が降った場合は、河川が増水する恐れがあります。群馬県・栃木県・埼玉県など、利根川上流域の降雨情報にも注意してください。上流域の増水が、市域の利

根川に達するまでには時間がかかります。市域河川の水位が低くても、時間がたつと急に増水します。河川には近づかないようにしてください。

土砂災害に注意

大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生する危険が増したときに、千葉県と銚子地方気象台は「土砂災害警戒情報」を共同で発表しています。

市内には、74カ所の土砂災害警戒区域（うち72カ所が特別警戒区域）があり、この情報を参考に避難勧告などを発令します。

また、土砂災害警戒情報や避難勧告が出されていない場合でも、土砂災害の前兆現象を見つけたら、できるだけ早く安全な場所に避難して、市などの公的機関に連絡ください。

次の前兆現象に注意

■「地すべり」の前兆現象

- ◇井戸の水が濁る
- ◇地面がひび割れる
- ◇樹木や電柱が傾く
- 「がけ崩れ」の前兆現象
- ◇がけに亀裂が入る
- ◇がけから水が吹き出る
- ◇小石がばらばら落ちてくる

市からの避難情報に注意

台風や集中豪雨などにより、災害が発生する恐れが高まったときや、災害発生後の二次災害を防止するために、市は状況に応じて避難勧告などを発令します。

発令の種類ととるべき行動

■避難準備情報
お年寄りや子ども、病気の人などは、避難行動を開始してください。テレビ、ラジオからの放送や市からの広報に注意してください。

避難勧告

お互いに助け合って指定された避難場所（避難所）に速

やかに避難しましょう。

避難指示

危険が間近に迫っています。避難していかない人は直ちに避難してください。避難中の人は、直ちに避難行動を完了してください。

※避難情報が発令されていない

くても危険を感じたら、家族や地域で自主避難してください

外出時に災害に遭遇したら

むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を

大規模な災害に遭遇すると、公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。多くの人が一斉に帰宅を始めると、火災や建物からの落下物などにより負傷する恐れがあり危険であるほか、救助・救急活動の妨げとなります。

お問い合わせ
総務課
☎(50)1201

自助・共助

自分の安全は、自分で守るのが、防災対策の基本です。自分で、自分自身や家族・財産を守ることは災害に対する基本的な行動であり、その行動を「自助」といいます。3日分の食料や水、住宅の耐震化や家具の固定など、自分でできる災害対策を進めましょう。

大災害の被災直後は、警察・消防などの公的な支援がほとんど期待できません。地域の人の助けあいが重要となります。この近所の助けあいを「共助」といいます。近隣の人々と良い関係を築き、自治会で自主防災組織を立ち上げ防災訓練を行うなど地域ぐるみで防災意識の高揚と相互扶助の精神を養いましょう。

『特別警報』発表開始

～気象庁が8月30日(金)から～

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より甚だしい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。

特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」、我が国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨などが該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告などに留意し、直ちに命を守るための行動を取ってください。

大雨などの被害を防ぎ、あなたや家族の命を守るには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早めの行動をとることが必要です。

※特別警報の詳細は、気象庁ホームページで確認ください
☎ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>

お問い合わせ
気象庁銚子地方気象台防災業務課
☎0479(23)7705

市施設のAED設置状況



次の市施設には、AEDが既に設置もしくは9月までに設置される予定となっています。各施設の利用時にAEDが必要な緊急事態が起きてしまった際には、職員などへ直ちに連絡ください。

■施設名（59カ所）
市内各小中学校、市内各公立幼稚園、市内各公立保育所、市役所本庁、佐原保健センター、小見川市民センター「いぶき館」、佐原中央公民館、香取市民体育館、小見川スポーツ・コミュニケーションセンター、市内各B&G海洋センター、伊能忠敬記念館

お問い合わせ
総務課
☎(50)1201